第明三治十二五種年郵三便月物三十認一可日

平成２２年（フ）第３０４号
岡山市北区加茂472番地
債務者　赤木久美子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６１号
沖縄県沖縄市比屋根１丁目11番22号　グリーングリン405号
債務者　生島　則明
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１３号
沖縄県うるま市石川東山本町２丁目５番13号　桜マンション３－Ｂ
債務者　坂本　　昇
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第６８号
沖縄県うるま市みどり町１丁目10番１号　グリーンハイツ202
債務者　仲門美恵子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第７２号
沖縄県うるま市字田場1799番地２　２Ｆ
債務者　仲尾次　弘
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第７８号
沖縄県沖縄市山内３丁目14番６号　サンハイツ山内305
債務者　太田　良美（旧姓宮平）
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１１０５号
横浜市磯子区岡村１丁目１番18号　グリーンアベニュー根岸101号
債務者　早川　太一
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２号
長野県佐久市岩村田2096番地１　コーポ市川108号、前住所長野県佐久市猿久保873番地10　アサマプラザハイツ302号
債務者　野間　貴将
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第５８号
長野県佐久市岩村田3254番地14
債務者　小林裕美子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１０６号
静岡県富士市三ツ沢858番地の３　レオパレス三ツ沢206号、前住所静岡県富士市増川542番地の１
債務者　渡邊　克美
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２６８号
岡山市南区福富西１丁目18―24―３、住民票上の住所岡山市南区川張1295番地
債務者　津島　泰治
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９７号
栃木県小山市大字間々田1355番地６　アルバ・ルーチェ202、前住所栃木県小山市東間々田２丁目15番７号　ビンタンＩ201
債務者　中村　元啓
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３２４号
栃木県鹿沼市貝島町595番地１　ハーモニーハイツＪ棟202号、前住所栃木県鹿沼市緑町１丁目３番49号
債務者　細谷　直子（旧姓寄川）
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３３９号
栃木県宇都宮市大和３丁目３番９号　ウエルハイツ　202号室、前住所栃木県宇都宮市上大曽町360番地６　桜井マンション108
債務者　直井　裕美
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２４６号
岡山市中区桑野529番地３
債務者　長谷川美穂
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部